

令和3年3月吉日

お客さま各位

須賀川信用金庫

「エリア制」導入のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、令和3年4月1日（木）より、隣接する店舗が一体となり業務活動を行う「エリア制」（母店とそのグループ店による体制）を導入することといたしました。

「エリア制」の導入により融資係と渉外係を母店に集約し、エリア内の融資および渉外業務は母店が統括的に対応させていただきますが、お客さまにはご迷惑をおかけしないよう万全を尽くしてまいります。

また、グループ店における預金・為替等の窓口業務は今までどおりサービスの提供を行いますので、グループ店で既にお取引いただいている口座やキャッシュカード・小切手等は現行のままご利用いただけます。

当金庫では、このたびの「エリア制」導入により経営体質をより一層強化し、今後も質の高いサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解いただき、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

【エリア制実施店舗】

エリア	母店	グループ店
石川・古殿エリア	石川支店	古殿支店
上町・玉川エリア	上町支店	玉川支店
西川・長沼エリア	西川支店	長沼支店

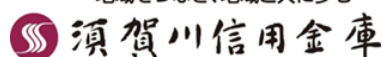
【母店でのお取り扱いとなる業務】

業務	母店
1. 融資業務	事業者様向けのご融資および住宅ローン、カーライフローン、教育ローン、カードローン等の各種ローンについては母店でのお取り扱いとなります。
2. 渉外業務	母店の渉外担当者が母店およびグループ店のお客さまを訪問いたします。

【グループ店でお取り扱いする業務】

業務	グループ店
1. 預金業務	窓口での預金の入出金、定期預金の書替等は従来どおり変更ございません。お取引口座番号の変更はありません。通帳やキャッシュカードはそのままご利用いただけます。
2. 為替業務	窓口での振込受付等は従来どおり変更ございません。
3. ご利用中の融資・各種ローン	変更手続きの必要はありません。

地域をつなぎ、地域と共に歩む



以上